

# 平成23年度 病害虫発生予察情報 臨時情報第1号

平成23年7月27日

島根県

斑点米カメムシ類の発生が多く、ハナエチゼンや出穂したコシヒカリ等ではカメムシ類が高密度に生息する圃場がみられます。今後、斑点米被害の多発生が懸念されますので臨時情報を発表します。

発生状況の把握に努めるとともに、適切な防除指導をお願いします。

## 記

1. 病害虫名 斑点米の原因となるカメムシ類
2. 発生地域 県下全域
3. 発生時期 7月下旬～
4. 発生量 やや多い～多い
5. 臨時情報発表の根拠
  - 1) 7月22～26日に出穂している極早生圃場ですくい取り調査を行ったところ、発生圃場率は81.0%(平年:72.3%)、平均頭数は8.3頭/20回振り(平年:6.4頭)で平年に比べてやや多い。特にアカスジカスミカメ、ホソハリカメムシの生息密度が高い圃場が各地で認められる。
  - 2) 予察灯でのアカスジカスミカメの誘引数は171頭(7月第4半旬までの累積数、平年101.3頭、昨年41頭)で平年に比べてやや多い。
6. 防除対策および防除上の注意事項
  - 1) 耕種的防除
    - ・斑点米カメムシ類は畦畔周辺の雑草で増殖するので出穂10日前までに除草を行う。
    - ・出穂間際になってからの除草は斑点米カメムシ類を水田内に追い込むことになるので行わない。出穂期以降の草刈りは本田の薬剤防除の直前に行うようにする。
    - ・圃場内のヒエ類などの穂はカメムシ類の増殖源となるので早急に処分する。
  - 2) 薬剤による防除
    - ・粉剤、液剤による防除は、第1回目は穂揃期の3日後、第2回目はその10日後に散布する。その後、圃場に成虫や幼虫の発生が認められる場合には追加防除を行う。
    - ・畦畔などにイネ科雑草がある場合は、畦畔を含めて散布する。
    - ・広域的な一斉防除を行うとより効果的である。
    - ・粒剤による防除は出穂7～10日後に湛水状態でいり、その後成虫や幼虫の発生に応じて追加防除を行う。
    - ・薬剤の使用に当たっては、農薬の使用基準ならびに農作物病害虫雑草防除指針の注意事項を遵守する。

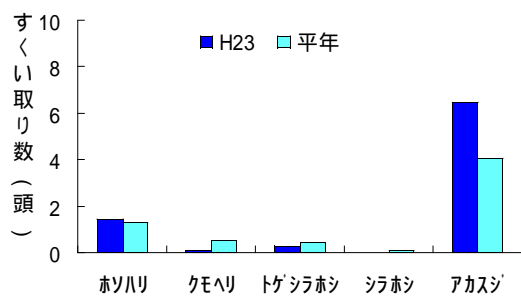


図1. 出穂した圃場でのすくい取り数  
(7月下旬、20回振りあたり)

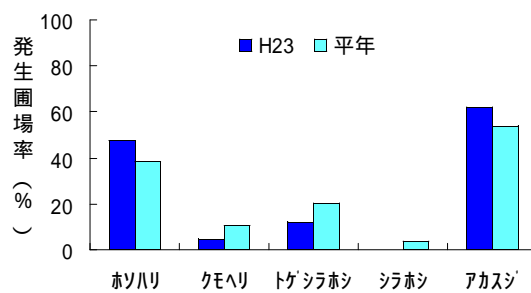


図2. 出穂した圃場での発生圃場率  
(7月下旬、県全体)



アカスジカスミカメ (左：成虫 右：幼虫)



ホソハリカメムシ (左：成虫 右：幼虫)

【問い合わせ先】

島根県病害虫防除所 [ 担当：小塚 ]

TEL：0853-22-6772

FAX：0853-24-3342